



月報

10

缶詰問屋協会

(45.10.9.№46VOL4)

◆目次◆

9月の行事	1
◇「ナイクラミン酸塩含有食品の一斉取締りについて」厚生省通達	2
◇9月30日チクロ販売禁止以降の周知徹底について	5
◇地区卸売団体のチクロ対策	7
◇チクロ問題で静岡協が陳情	15
◇各代議士がチクロで国会質問	17
◇小委員会に先立つ事務局打合せ	18
◇チクロ缶詰の取扱いについての公取委提訴問題について	18
◇NET奈良和モーニングショーで北田専務理事が説明	20
◇在京有志懇談会	20
◇公取委からの任意審査	21
◇砂糖関係税減免運動	22
◇農産缶工組の洋梨缶詰精度申合せ	22
◇在京規格部会	23
◇有明海産赤貝かん詰のカドミウム含有問題について	27
◇果実飲料の公正競争規約(案)に関する折衝経過について	28
◇取引協議会常任理事打合せ	31
◇食品かん詰の試売検査会	32
◇(第2回)公正取引委員会との懇談会	34
◇パイン開缶研究会	35
◇共同キャンペーン実施内容について	37
朝日女性教室(10月予定)	40
会員消息	41
事務局報知	42

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地
八重洲通ビル7階

電話 東京(273)9289番

9月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
共同宣伝打合せ	9月 3日	1330～1500	製缶協会	3専務他事務局
「サイクラミン酸塩含有食品の一斉取締について」厚生省通達 9月7日				
果実飲料公正規約 打合せ	9月 7日	1330～	日缶協	関係団体
在京規格部会	9月 8日	10.30～12.00	北洋商事	11名
赤貝缶詰打合せ	9月 8日	1330～1600	日缶協	(全缶協)橋田、 広田、北田3氏
水産缶詰流通事情 研究会	9月11日	1000～	日缶協	
公正取引協議会常 任理事会	9月14日	15.00～17.00	日缶協	3常任理事
果実飲料の日本農 林規格	9月14日	官報告示		
(第2回)公取委 との懇談会	9月18日	13.00～16.00	電通ビル	
小委員会に先立つ 事務局打合	9月19日	9.30～12.00	日缶協	(全缶協)中山副 会長、北田専務
公取委審判官任意 審査	9月24日	15.00～1600	事務局	高橋担当官他1名
釘沢弁護士意見聴 取	9月24日	16.00～1500	釘沢法律 事務所	北田専務理事
公取委意見聴取	9月25日	13.00～1400	公取委	・
NET奈良和モニングショー8.30から約10分間 北田専務理事説明				
(第3回)フルーツショー開幕式 向ヶ丘遊園 9月26日				
公取委業務担当者 聴取	9月28日	1330～1430	公取委	中山副会長他1名
公取委市販品開缶 研究会	9月29日	13.00～17.00	公取委	3常任理事
在京有志懇談会	9月30日	11.00～12.00	北洋商事	9名

10月の行事予定

りんごシラップ漬 JAS懇談会	10月 7日	1330～	(財)日本農業 研究所	
朝日女性教室	10月 8日	小山市		
"	10月14日	町田市		
"	10月16日	下館市		
"	10月20日	大宮市		

「サイクラミン酸塩含有食品の 一斉取締りについて」厚生省通達

厚生省では9月7日付で各都道府県知事、各指定都市市長宛に「サイクラミン酸塩含有食品の一斉取締りについて」の通達を発したが、この通達にもある通り違反食品についての措置は「原則として当該食品の所有者の責任においてなさるべきものである。」としており、これは全缶協がかねてから主張してきた商品の所持者にあるとしてきたことと同様な扱いがなされている。

厚生省通達全文は次の通り。

環 食 第389号

昭和45年9月7日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
殿

厚生省環境衛生局長

サイクラミン酸塩含有食品の一斉取締 りについて

食品等の取締りについては、かねてより種々ご配慮を煩わしているところである。

さて、サイクラミン酸塩の使用禁止に関連して、かん詰、びん詰、たる詰またはつぼ詰の食品については、本年9月30日までの猶予期限を限りその販売等が認められているが、猶予期間の終了を機会にサイクラミン酸塩含有食品の一掃を図るため、標記一斉取締りを別添、実施要領により行な

うこととしたので、これが実施にあたり遺憾のないようにされたい。
なお、猶予期間内であつても、自主的な回収等の措置が積極的にとられることが望ましいのでこの点につき、関係業者に事前に十分指導する等必要な措置を併せて講じられたい。

サイクラミン酸塩含有品の一斉取締り実施要領

1. 目 的

サイクラミン酸塩の使用禁止措置に伴う猶予期間が9月30日をもつて終了するので、サイクラミン酸塩含有食品の一扫を期するため、つぎの要領により一斉取締りを実施する。

2. 取締り方法

(1) 取締り対象食品

原則としてすべての加工食品を対象とするが、とくに、かん詰、びん詰、たる詰及びつぼ詰の食品に重点をおくこと。

(2) 取締り対象施設

ア、食品の製造所、販売所（卸売業者を含む。）及び飲食店その他(1)の食品を業務上使用し、貯蔵または陳列する施設を対象とすること。

イ、行楽地、農村地帯においては、とくに重点的に実施すること。

(3) 取締り事項

(2)の施設において、サイクラミン酸塩を含む食品が販売され、または販売の目的で製造され、加工され、使用され、貯蔵され、もしくは陳列されていないかどうかを確認し、必要に応じ、8に掲げる措置を講ずること。この場合、販売の目的を有するか否かについては十分調査が必要であること。

また、販売店において店頭で陳列されているもの及び飲食店において調理場にあるものについては一般的には販売を目的とするものとみなされるが、この目的を有しない旨（回収もれ、処分もれ等）の主張がなされた場合はその主張の妥当性の有無につき十分確認する必要があること。

(4) 検査方法

収去した検体についての検査は昭和45年1月30日通知した「食品中からのサイクラミン酸塩検出法」により検査すること。

3. 措置

- (1) 違反食品については、法第22条に基づき、直ちに当該食品が販売等の用に供されないために必要な措置を講ずることを命じ、さらに廃棄または食用外の用途への転用（肥料または飼料）等食品衛生上の危害を除去するために必要な措置を講ずるよう命ずること。

なお、廃棄または食用外の用途への転用を目的とするもの及び回収されることが明らかなものについては、廃棄、転用または回収が行なわれるまでの間、その貯蔵、保管をすることができることはいうまでもないがこの間に、販売ルートにのるおそれのないよう封印等の適切な措置を講ずること。

- (2) 上記(1)に基づく措置は原則として当該食品の所有者の責任においてなされるべきものである。また、措置にあつては措置報告書の提出を求めらるるほか必要に応じ食品衛生監視員による立ち合いを行なう等によりその措置の確認を行なうこと。

- (3) 廃棄処分は、焼却処分または埋没処分が好ましく、処分にあつてはその容器包装の形態により穴開け、開缶、開栓または開封等の措置を講じ、再び食品として利用されるおそれのないよう関係業者を十分指導し、さらに、廃棄場所を指示する等廃棄が円滑に行なわれるよう配慮されたい。

- (4) 廃棄等の命令に従わない営業者に対しては必要に応じ営業停止、告発を

行なう等迅速かつ適切なる措置をとること。

4. 取締り実施期間

昭和45年10月1日から同月31日までの間の適当な1週間を各都道府県ごとに選定し、取締り実施期間とすること。

5. 報告等

(1) 取締り結果については、別紙様式により昭和45年12月末日までに当局食品衛生課あて報告すること。

(2) 管下の政令市(指定都市を除く。)については都道府県よりこの通ちよりの主旨の徹底をはかるとともにその結果についてはとりまとめて一括して報告すること。

9月30日チクロ販売禁止以降 の周知徹底について

全缶協では、9月10日付で全会員、各地方卸売団体、各県缶協宛に次の文書を送付し、10月1日以降チクロ入り缶詰の販売等の違反行為は絶対になきよう末端にまで周知徹底を図りたいとの要請を行なった。

チクロ入り缶詰の9月30日販売禁止 以降の県警等の取締りについて

拝啓 ますますご隆昌にて大慶に存じます。

さて、チクロ入り缶詰の販売猶予期限は9月30日まであと20日余りを残すのみとなり、貴社におかれましては販売期限までに完全消化を図られ

るよう末端に対してお呼びかけいただくとともに返品には一切応じないこと
の周知徹底にご協力いただいておりますが、10月1日からは販売する
こと、店頭で置くこともすべて違法となり、各保健所においてもこの点の
取締りは厳しくなってくるものと存じます。

また保健所ばかりでなく消費者団体、マスコミ等も強い関心を持つており、
特に販売禁止時点となる10月1日以降は県警察署による違法者の監視
摘発が積極的に行なわれる動きも見受けられます。

弊協会としましてはさきにお知らせ致しました通り厚生省に対しては禁止
時点以後の指導について行過ぎのなきよう強く要望申しあげてありますが、
警視庁保安課にも関連団体と連繫をとり、業界の実情を説明し混乱の生じ
ないよう陳情中であります。

しかし法を犯す行為は事情の如何を問わず取締りの対象となりますので、
貴社におかれましても10月1日以降次の行為は絶対になきよう末端にま
で周知徹底を図られたくご協力をお願い申しあげます。

- ① 10月1日からチクロ入り缶壺詰は販売してはならない。
- ② 店頭で置くことも違法となる。
- ③ 残缶はすべて特定少数による自家消費か又は残缶所有者の手による
廃棄処分とすること。
- ④ 返品、回収等はいずれの段階を問わず一切応じない。

以上の通りであります。これらのことが徹底すれば決して大きな混乱は
生じないと存じますのでよろしくご手配のほどお願い申しあげます。

いずれにしても業界全体で細心の注意を払い、マスコミ等の話題にされ、
缶詰のイメージダウンとなるようなことは絶対に避けなければなりません。
その意味におきましてもいま一度、禁止時点における残缶処置のご徹底に
お力添えいただきたく重ねてお願い申しあげます。 敬 具

地区卸売団体のチクロ対策

中部食料品問屋連盟をはじめ各地の卸売団体ではチクロ缶詰の取扱いについて返品には一切応じない方針を確認。その旨を末端まで周知徹底するべくそれぞれの地区においてチクロ対策を講じてきているが、以下各卸売団体の状況は下記の通りである。

☆

☆

☆

※ 中部食料品問屋連盟では、9月19日愛知県、三重県、岐阜県、名古屋市の衛生部に次の要望書を提出し陳情を行なった。

昭和45年9月 日

チクロ入り食品缶詰の9月30日販売 禁止以降のお取扱いについて要望の件

拝啓 いよいよご清祥のことお慶び申し上げます。

常日頃より当業界に対し種々ご懇切なるご指導とご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、チクロ入り食品、缶詰の販売猶予期限まであとわずかとなつてまいりましたが、当業界では9月30日までに完全消化を図るべく、さる7月11日、7月18日、8月15日の3度にわたり、地方末端に至るまで別紙の通り販売の促進に努め、その他あらゆる機会に訴えてまいりました。

しかしなおかつ9月末時点において在庫は製造、卸し、小売りのいずれの段階を問わず相当量売り残すことが予想され、販売禁止期限後の当局の

ご指導次第によつては想像もつかない大混乱が心配されております。
そこで当業界では製造業者、販売業者が相寄り、事の重大性を協議いたしました結果、商慣習ならびに法原理に照らして現在所有している者の責任において在庫の処理をすることが確認されておりますので、関係当局におかれましては、この点十分ご勘考いただき、とくに9月30日の販売禁止以後におけるご指導に当りましては適切なご配慮を賜りたく次の通りご要望申し上げます。

記

1. あらかじめ当連盟から卸し、小売店の在庫量を各自調査し、所轄保健所までその旨届け出るよう指導しているが、販売猶予期限以後、関係ご当局において「返品」「回収」等の指示がなされる事態が生ずると業界に大混乱が発生し、かつ取引の自由という商法上の大前提がくつがえり、現在すでに相次いでいる業界の破綻に更に拍車をかけることとなる。
2. 当業界ではチクロ入り食品缶びん詰についての責任は商品の所持者であるとし、一切返品には応じないことに決定しているが、一部には暴力団の買い占めも噂されており、この点についてもご勘考願いたい。
3. 9月30日以後における措置について当業界としては現有するものの損害負担において廃棄処分または自家消費する方針に沿つて指導徹底を図る。

したがつてご当局においてブランド所有者に対し「現物を引き取りに行け」等の指示はなされないよう要望致したい。

要望事項は以上の通りであります。本来チクロ問題は食品業界にとつては当局者のご発言にもありますように全く天災的な内容をもつており、何等業界にとつて罪なき出来事であつたことは明確であります。

来る9月30日は我々業界にあつては、まさに未だ経験したことのない重

大事態を迎えることとなりますが、何卒関係ご当局におかれましては事情をご賢察ご理解の上、適切なるご配慮を賜りますよう、ここに業界あげてお願い申し上げる次第であります。

敬 具

追 伸

1. 誠に恐縮の次第ですが、この趣旨を各保健所宛にご伝達賜るようよろしくお願い申し上げます。
2. 当連盟としましては会員ならびに末端小売店に対し完全処分を督促していますが、9月30日現在において未処分品ある場合は、10月1日を期して一斉に店頭より引込めるよう通達を出しておりますのでご了承されたく存じます。
3. なお業界中央団体からも厚生省、農林省等関係各局部課宛にも上記の趣旨の要望書が提出されていることを併せてご了承賜りたく申し添える次第であります。

以 上

※ 京都食品卸同業会では、9月12日会員に次の文書を送付し、「10月1日からチクロ入り缶詰は絶対に販売しないよう」周知徹底方の要請を行なった。

チクロ入り缶詰の9月30日販売禁止以後の 府警等取締りについて

拝啓 益々御隆昌にて大慶に存じます。

扱て、チクロ入り缶詰の販売猶予期限は9月30日まで後20日余りを残

すのみとなり。貴社に於かれましては販売期限までに完全消化を図られるよう末端に対して、お呼びかけいただくとともに返品には一切応じないことの周知徹底に御協力いただいておりますが、10月1日からは販売すること、店頭に置くことも、すべて違法となり、各保健所においてもこの点の取り締りは、厳しくなってくるものと存じます。

また保健所ばかりでなく、消費者団体、マスコミ等も強い関心をもっており、特に販売禁止時点となる、10月1日以降は府警察署による違法者の監視、摘発が積極的に行なわれる動きも見受けられます。

弊会としましては、さきにお知らせ致しました通り府、市環境衛生課に対しては禁止時点以後の指導について行き過ぎのないよう強く要望してありますが一層各位の励行をお願い致します。

法を犯す行為は事情の如何を問わず取り締りの対象となりますので、貴社に於かれましても10月1日以降次の行為は絶対になきよう末端にまで周知徹底を図られたくご協力をお願い申し上げます。

- ① 10月1日からチクロ入缶詰は販売してはならない。
- ② 店頭置くことも違法となる。
- ③ 残缶はすべて特定少数による自家消費か又は残缶所有者の手による廃棄処分とすること。
- ④ 返品、回収等はいずれの段階を問はず一切応じない。

以上の通りであります。これらのことが徹底すれば決して大きな混乱は生じないと存じますのでよろしくご手配の程お願い申し上げます。

いずれにしても業界全体で細心の注意を払い、マスコミ等の話題にされ缶詰のイメージダウンとなるようなことは絶対に避けなければなりません。その意味におきましてもいま一度、禁止時点における残缶処置のご徹底にお力添えいただきたく重ねてお願い申し上げます。

※ 大阪食品卸同業会では9月7日付で会員に次の文書を提出、周知徹底を図つた。

チクロ入食品缶詰の販売禁止以降の 取扱いについて

拝啓 残暑の候ますますご隆昌にてお慶び申し上げます。

平素本会の事業運営につき格別のご配慮を賜わり有難く厚くお礼申し上げます。

さて、チクロ入食品缶詰の販売猶予期限まで、あと20余日を残すのみとなつて参りましたが、9月30日の猶予期間内までに完全消化を図るべく販売にご努力願つていることと存じあげます。

しかし、なおかつ9月末の時点においての在庫は卸業者、小売業者いづれの段階を問わず売り残された製品の出ることが予想され、販売禁止後の当局の指導取締次第では想像もつかない大混乱が心配されております。

つきましては、当同業会としても事の重大性に鑑み、本日(7日)正副会長同道、大阪府衛生部食品衛生課および大阪市衛生局食品衛生課を訪問して、9月30日の販売禁止以後における当局の指導に対して下記の如く要望を申し述べました。

- (1) 関係当局において「返品」および「回収」等の指示がなされる事態が生ずると業界に大混乱が発生し、かつ取引の自由という商法上の大前提がくつがえり、現在既に相次いでおる業界の破綻に拍車をかけることとなる。
- (2) 当業界ではチクロ入り食品缶詰についての責任は商品の所持者であるとし、一切返品には応じないことに決定しているが一部には暴力団の買い占めも噂されており、この点についてもご勘考願いたい。

(3) 当業界としては9月30日以後における措置については、現有するものの負担において廃棄処分又は自家消費する方針に沿って指導徹底を図る。

従つてご当局においてブランド表示者に対し「現物引取りにゆけ」等の指示はなされないよう要望致したい。

以上の要望申し入れに対して、府、市食品衛生課当局としてはそれぞれ諒承を得ましたが、

- (1) 10月1日以降店頭で販売されていた場合は、直ちに食品衛生法違反となること。
- (2) 特に飲食店等において違反のないよう留意ありたいこと。
- (3) 大阪府警として各府県同様大々的に摘発取締に乗り出す方針であること。

等の意思表示がありました。

会員各位におかれましては、更に①残存期間中の完全消化を図ること。

②期限後は完全に棚から下して自家消費または廃棄処分とすること。

③期限後の返品には応ぜられないこと。等につき、関係小売店に対し、周知徹底を図られたく重ねてご連絡かたがたお願い申し上げます。

敬 具

※ 東京都食品卸同業会では、9月3日東京都衛生局局長宛に下記の要望書を提出した。

都 食 同 第34号

昭和45年9月3日

東京都衛生局

局長 日向美幸 殿

東京都食品卸同業会

会長 榎国分商店

チクロ（サイクラミン酸塩）入り缶燻詰の
10月1日以降の取扱いについて

拝啓 いよいよご清栄お慶び申上ます。

日頃は当業界に対し、ご懇篤なご指導を頂き居り厚く御礼申上ます。

さて、チクロ入り缶燻詰につきましては、サイクラミン酸塩添加のシールを貼附し莫大な犠牲を伴いながら価格引等業界挙げての協力の結果、消費者筋の理解もあり、市場在庫も減少いたして居りますが、来る9月30日時点に於て製造業者及び小売店等を含む流通段階にて売残品となる向もあることが予想されます。

これに対し、当業界では製造業者、販売業者相寄り、慎重に協議いたしました結果

「現在の在庫、尙9月30日に至つてチクロ入り食品缶燻詰についての処理上の責任は、現に所有している者にある。したがつて返品は一切しないこと、又応じない」と云う申し合せが為され（7月2日以降）全国的にこの考え方に歩調を合せて居りますが、これは商法上の解釈と正常な商慣習にもとづいて処理する姿勢と方針を示したものであります。

当東京都食品卸同業会もこの趣旨を会員に徹底すると同時に、会員を通じて小売販売店等に対して口頭及び印刷文5万枚を都内に配りなど周知に努めて居ります。

このことは自分の商品は自分で責任を負うと云う商業理念の確任と輸送労力、諸掛負担等返品に依る無用の混乱とロスを防止し、又この紛糾が信用不安の醸成につながる危険を避けたい為であります。

つきましては、今後のご指導特に10月1日以降万が一かつのまま違反品として、お目に留つたものがございました場合は、夫々の場所に於て各自自身で処置（廃棄、自家消費等）させる様ご指導にまわり”元方え返品せよ”とか発売元に対し”引取りに参れ”とかのご指示は為されませぬ様。即ち錯綜混乱を未然に防ごうとする業界上記の事情をご理解下さいまして格別のご配慮の程お願い申上ます。

先は上記業界状況と報告に併せて御願ひ迄申述べます。

敬 具

※ 神奈川県缶詰卸協会で小売店対象に下記チラシを配布

チクロ入り缶詰の取扱いについてお願い

既にご承知の如く、チクロ入り缶詰の販売猶予期間も、あとわずかとなり、10月1日以降は販売禁止となります。

ついては、全国各地の業界において

チクロ入り缶詰の返品には一切応じない

ことに、決議されましたので

皆様のお店の棚や、倉庫の在庫はございませんか

極力、消費者の目にふれ、手の届く場所に移して期限内に100パーセント売り切つて頂くよう、ご配慮の程お願い申し上げます。

昭和45年8月

全国缶詰問屋協会
横浜市西区花咲町6丁目147番地 榎国分商店横浜支店內
神奈川県缶詰卸協会

チクロ問題で静岡協が陳情

静岡缶詰協会は、このたび臨時總會を開催し、チクロ問題に関する強力な陳情活動を展開することになり、先ず関係地元出身議員から陳情活動に入った。

9月10日付陳情書内容は次の通り。

チクロ使用禁止により蒙つた 損失に対する補償および長期 低利融資に関する陳情

御高承の通りチクロ使用禁止が昨年11月政府から突如として発表告示されて以来業界は總力を結集してその在庫品の消化に努めてまいりましたが、流通猶予期限も9月30日を目前に控えて一層重苦しい耐え難い日々を送っております。

静岡県缶詰業界は創業40余年の歴史を通してなみなみならぬ企業努力を続け、戦後の国力復興には海外輸出に力を注ぎ、政府提唱の外貨獲得に大きく貢献、国内に於いては国民食生活の向上に又大きな役割を果たし、年産額600億円、1,600万ケースを超え、全国一の今日を築いてまいりました。

然るに業界の企業努力は今、一片の省令告示によつて倒潰の寸前にまで追いこまれ基盤は根底から覆えされようとしております。吾々はチクロ禁止を事件として明らかな行政災害だと確信しております。

業界がチクロで蒙つた損失は有形無形に測り知れず、缶詰に対する消費者の不信心、恐怖感、信用失墜、売れ行き不振により已むを得ず正常販売価格の5割を超える値引き販売損全精品など正常なる製品の極端な値下りと売れ行き低下、又之等に起因する金融の窮迫、期限後の返品、廃棄問題、之等は總べて業界関連産業にも大きく波及し、益々窮地に立たされ連鎖倒産の危機にひんして

おります。

吾々はもとより政府当局により公認された食品添加物として十有余年間チクロを使用し缶詰を製造してまいりましたが之れが受けた甚大なる損害は政府当局の突如の禁止により生じたものであります。

従つて、政府当局は前記損害並びに10月1日現在に於ける未処分の製品は公共福祉のために提供させられたものとして憲法第29条3項により当然補償せらるべきものであります。又、近時には行政措置として生産農家の作り過ぎキャベツの廃棄補償を行い、今騒がれている田子の浦港へドロ問題にも多額の融資の道を開く等、之が吾々の受けているチクロ災害とは性質を異にするものであります。言わば前者は起るべくして起つたもので、事前施策を講ずべきであつたものであり、吾々チクロ災害は政府当局の公認保証のもとに使用し突然の禁止によつて起きた災害であります。政府はこの行政責任のもとに、その次善策として、危機にふんしている業界を救済するため、尠くとも政府保証の裏付ある低利長期の特別融資措置を速やかに講じられる様切に要望し陳情いたします。

以 上

☆ ☆ ☆

※ 静岡缶詰協会でも「返品には一切応じない事」を決定、7万枚を印刷し、県内問屋を通じて小売店宛配布を行なつた。

缶 詰 販 売 店 各 位

チクロ入り缶詰のお取扱いについて

チクロ入り缶詰の販売猶予期限もあと一ヶ月となり、10月1日以降は販

売禁止となります事は、既に充分ご認識の事と存じますが、日本缶詰協会
全国缶詰問屋協会並びに静岡缶詰協会は販売禁止後の混乱を防ぐために
『返品には一切応じない事』を決定しております。

1. お店の棚に売れ残つてはおりませんか？

隅々までよく調べて下さい。

2. お店の倉庫や物置に積残してはありますか？

よく整理して調べて下さい。

これらの併用缶詰は早速お店の前面に、お客様の目にふれ、直ぐ手の届く
所に出して、全量売り尽すよう格段の御配慮を戴きたいのです。

万一9月30日迄に売り尽せない場合は棚からおろして自家消費等の処
分をしていただくこととなりますのでお含み置き下さい。

昭和45年9月1日

社団法人 静岡缶詰協会

清水市富士見町2丁目13番地

各代議士がチクロで国会質問

去る3月5日社会党横山利秋代議士が衆議院予算委員会でチクロ問題に関し国
会質問を行ない、今回の禁止措置は業界にとつて天災ともいふべき事件で業者
には全く責任がないことが明らかにされたが、さらに9月3日公明党二宮文造
議員が参議院決算委員会で、法のもとに善意の業者が損害を受けることは許さ
れないとして中小企業の救済につき政府を追求、また9月22日民社党塚本三
郎代議士は衆議院商工委員会で質問に立ち、チクロ問題は業界の故意や過失で

ないとの政府言明をとりつけるとともにチクロの損害に対して政府が補償すべきであるとの委員会での追求を行なった。これによりようやく政府もチクロ損害に対する救済措置について検討を始めたという動きを示すようになり、その成り行きが注目される。

小委員会に先立つ事務局打合せ

日 時 昭和45年9月19日 9.30～12.30時
場 所 日本缶詰協会 応接室
出 席 (日缶協) 隅野専務理事
(全缶協) 中山副会長、北田専務理事

※ 打合せの概要

チクロ入り缶・壺詰の在庫数量に関して農林省から提出を求められており、8月30日現在、9月30日現在における在庫数量等報告の件につき日缶協、全缶協両事務局間でその下打合せを行なった。

チクロ缶詰の取扱いについての 公取委提訴問題について

9月23日および24日にかけてテレビ、日刊紙等で報道された消費者連盟創立委員会(代表委員岩田友和氏)の「チクロ入り缶詰の返品には一切応じない」

との全缶協の理事会決議は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3章第8条4項「構成事業者(事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ)の機能又は活動を不当に制限すること」に該当する行為ではないかとして公取委に提訴され、また新たな問題が発生したが、この件に関し北田専務理事は24日、全缶協の釘沢一郎顧問弁護士を訪れ、同弁護士の法的見解を求めた。その大要は下記の通り。

第8条4項に該当するかどうか

制限ということについてはどんなケースでも何等かのかたちで行なわれるものであるが、全缶協の「返品には一切応じない」との決議はあくまで商慣習ならびに法原理に照らして合法的であることを確認したに過ぎず、これが不当に機能、活動を制限することにはあてはまらない。またこの条項は事業者団体の構成員に対して例えばチクロ缶詰の消化に当つて値引きのための価格協定を団体の名において行なうとか、返品問題に関する違反者が出た場合これをボイコットする等の行為があつた時は該当するが、そうした事実はないので「不当に制限すること」にはならない。

提訴理由は小売店に対して「返品に応じない」とすることが8条4項に該当するのではないかとしているが小売店は全缶協の会員ではないので4項に該当するということ自体誤りである。

もし問題となるとすれば8条1項の「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」という点であろうが、今回の全缶協の方針が公正かつ自由な競争を阻害したとは全く考えられない。

事業者(全缶協会員)において例えばチクロ製品を買ってくれなければこうするとか、他の品物を出し渋るとかの行為があつた場合問題とされようが、しかしそれは事業者個々にやつたことであり、団体の責任とはならない。

☆

☆

☆

全缶協 浅井会長談話

釘沢顧問弁護士の見解の通り。今回の全缶協の処置は商慣習、法理論に照らし合法的であることは明らかで独禁法に抵触することは絶対考えられない。従つて公取委提訴問題は任意審査で事情を聴取するのみにとどまると確信している。従つて返品には一切応じない姿勢はあと5日に迫つた9月30日の販売猶予期間はいうまでもなく10月1日以降においてもその姿勢は崩されないよう望みたい。そして不当な混乱を防止し1日も早くチクロ禍から立ち直り、缶詰の信用を高めてゆくようつとめるべきである。

NET奈良和モーニングショーで 北田専務理事が説明

9月25日8時30分からのNET奈良和モーニングショーに北田専務理事が出席した。

これは前日日刊紙等で大きく報道された「チクロ入り缶詰の返品には一切応じない。」との全缶協の方針に対して説明を行なつたもので北田専務理事は約10分間一貫して全缶協の方針の正当性を主張。今回の禁止措置は不当に業界に犠牲を強いたものであり。行政の不在がこのような混乱をまねくもとなつたことを説明した。

在京有志懇談会

日 時 昭和45年9月30日 11.00～12.30時

場 所 北洋商事(株) 応接室
内 容 テクロ入り缶詰の意見交換

※ 懇談会の概要

テクロ入り缶詰の販売期限最終日である9月30日、緊急に在京有志6社が集まり9月22日から23日にかけてテレビ、新聞で広く報道された全缶協理事会決議事項に関連し返品問題等につき意見交換が行なわれたが「返品には一切応じない」との姿勢は崩さないことを確認したが、10月1日以降にどのような事態が発生するかはじめてのケースで予想もつかないので、もし緊急事態が発生した場合はすみやかに事務局とも連絡をとりながら当事者が集まり善後策を講じていこうという話し合いがなされた。

公取委からの任意審査

公正取引委員会事務局審査部第1審査申告係高橋隆一係長他1名は9月24日15:00時から約1時間全缶協事務局に来訪した。これは日本消費者連盟創立委員会が全缶協の「返品には一切応じない。」との決議は独占禁止法第8条第1項4号に抵触するとし公正取引委員会に申告を行なったため、公取委は申告があれば一応調査するのが建前となっており、高橋係長の発言でも違反であることが明らかであれば立件審査というかたちを取るが、そうではないので任意審査ということで、調査に必要な資料を自発的に提出した。

これにより9月25日13:30から約1時間北田専務理事は公取委を訪問し、供述調書というかたちでいままでの経緯等につき説明を行なった。

なお全缶協は釘沢弁護士の見解にもあるように、独禁法違反でないとの確信を強

めている。

砂糖関係税減免運動

食品加工全国団体連絡協議会では、砂糖関係税の減免運動を展開しているが、9月7日行なつた大蔵大臣への陳情要旨は次の通りである。

1. 大蔵大臣に陳情要旨説明

9月7日中西会長、山宮（全日菓連）匠（全パン協連）の三氏は2時30分大蔵省に福田大臣を訪問し協議会の砂糖関係税減免、陳情について要旨を約1時間説明した。

特に砂糖消費税を減免しても昨年度の消費税収入に比較して、国の収入が減収とならないそれは、テクロ使用禁止による砂糖の消費増加が大きく影響している点を説明した。また国内甘味資源対策については東南アジア産澱粉、トオモロコシ等の輸入を改正し糖価安定事業団の改組によつて国内甘味資源の育成を計画するならば、砂糖関係税を減免しても財政支出を要しない点を十分に説明した。

2. 陳情書を関係国会議員に送付について

8月31日の全体会議に基く各団体に関係のある国会議員に対し陳情攻勢を実施することになつているが、各団体において計画に基き陳情の実施が進められている。

農産缶詰工組の洋梨缶詰糖度申合せ

日本農産缶詰工業組合では、本年度の洋梨シラップ漬かん詰の製造に当たり、洋

梨部会を開催し

- ① 人甘併用品は製造しない。
- ② ニツ割および四ツ割については糖度 18%未満のものは原則として製造しない。

以上2点を申合せた旨全缶協事務局に連絡があつたので、全缶協は果実部会員、規格部会員にこの旨を連絡し協力方を呼び掛けた。

在京規格部会

日 時 昭和45年9月8日 10.30～12.00時

場 所 北洋商事(株) 7階会議室

- 内 容
1. くり漂白問題について
 2. その他

◎在京規格部会の概要

くりの生産時期を迎えているが7月1日から食品衛生法の改正により漂白剤を使用している場合にその表示が義務づけられたのでこの件に関しとりあえず在京メンバーにより検討を行なうべく緊急に開催となつた。また赤貝缶のカドミウム問題、果実飲料公正競争規約等についての報告もあわせ行なわれた。

1. くりの漂白問題について

まず橋田規格部会長から「漂白、無漂白のいずれにするかといった問題はユーザーは無関心であるようだがわれわれの方も案外簡単に考えている向

きがある。しかしこれはそんなに簡単な問題ではなく旧品在庫との関連、商品価値といった面から真剣に対処しなければならない難しい問題だと思ふ。無漂白、漂白のものを同じ工場で作るとなれば作業能率、コスト高といったことも考慮しなければならないし。かつて全糖からチクロが検出されたというような事態も起らないとは限らない。仮に全量無漂白でいくといった場合に、1級品はほとんど出来ず、見ばえの悪いものになり消費の減退を考えなくてはならない。」との説明があつたあと各社の方針等についての意見が述べられたが各社ともほとんど同様な見解であり一応次のような結論となつた。

☆ ☆ ☆

汪文生産による特殊用途の業務筋を除いて洋菓子筋又は一般向けは漂白するとの姿勢で進めることになつたが、若し必要があれば全体の規格部会に諮る。

〔参考事項〕

洋菓子等の上のせる場合は表示しなくてもよいが、くり洋かんは名称からくりが主原料と見なされるので漂白剤使用の場合に表示しなければならない。漂白剤使用、酸化防止剤使用はどちらの表示をしてもよいがその使用目的によつて表示するのが建前となつている。

SO_2 の残存許容量は30 PPMと決められており、この範囲であれば法的になん等規制を受けず問題はない。また着色料については問題がなからうとの見解であつた。

〔各社の方針〕

SO_2 の残存許容量は法的に30 PPMであり若しこれ以上であれば問題でありそうしたものが一カ所でも出ると飛び火して影響が大きい。それぞれ社内規格を設けて例えば20 PPM以上のものは絶対に製造しないとい

つた方法でやつてゆくことが好ましくそれぞれ自分のブランドのSO₂の残存量についてはさらにチェックする必要があるとしこの点各社で力を合せ徹底を図つていこうとの方針が出された。

2. そ の 他

北田専務理事から規格部会に関連する事項につき次の報告を行なつた。

(1) うにの農林規格設定について

7月15日付で告示になつた「うにびん詰の農林規格」に関し8月25日農林省。検査協会主催によりその見方会を開いた。問題は表示で「粒うに」「練うに」と明記する。現在蓋には「雲丹」「うに」とあり、これを「粒うに」「練うに」というようにすることが望ましいとしているが業界では両方とも一つの蓋が共用できるようにしてもらいたいとの要望である。等級は粒、練とも特級。並級により採点される。なお農林省はネジ蓋であつてもびん入りでなくびん詰としており、そうなると缶詰の公正競争規約の部類に入るのはないか、この点につき一応珍味組合の理事長ともよく話合うことになつているが、9月14日公正取引協議会常任理事会を開催し検討を行なう。

(2) 赤貝カドミウム問題について

この件に関し8月26日日缶協で対策を協議したが引続いて本9月8日13.30時から日缶協で会合が開かれる。マスコミ報道は公害問題とからめ誇大に報道したものであり、厚生省でも問題でないとしているのだが業界として厚生省に公式発表を要求する声も強く業界自からその実状を訴えるべく日缶協平野常務理事の私案を検討することになつている。

(3) 果実飲料の公正競争規約について

7月22日公聴会が開かれたが消費者団体から反対意見が出て保留となつていた。この間公取委から修正意見が出され「ジュースドリンク」の名称は使わないで欲しいという意見である。公正規約、農林規格とは完全に一致させると公聴会でも言つておきながら名称区分で双方に喰い違

いが出ている。農林規格は9日14日に告示が予定されており、天然果汁、果汁飲料、果汁入り清涼飲料と8つの区分であるが公取委の方は10%~99%まではすべて果汁入り清涼飲料ということで天然果汁と2つの区分である。こうしたことでは業界が困るので両者一致したものになるよう要望することになっている。

(4) アスパラ缶褪色見方会の結果について

6月29日製造直後の製品について第1回目の見方会が開かれ次いで2カ月後の7月29日、3カ月後8月28日第8回目の見方会が開かれたが、結果は月日が経過するに従い褪色もかなり進み3カ月たてばペールの淡いものはほとんどなくなっている。しかし消費者実際に開缶した時の状態が問題であり、結論は来年に入ってからさらに開缶してみた結果で決めようということである。

赤貝缶詰のカドミウム問題について広田正氏は水産部会長の立場から次のような経過報告を行なった。

「本日、日缶協でこの会合があるので公式の見解発表があると思うが、私なりに調べたことをご報告致したい。新聞発表は久留米大学松本助教が6ブランド6缶を分析した結果を発表したもので最低1.28PPM、最高4.02PPM、平均2.22PPMが検出された。わずか6缶を調べただけで発表したということは学者として問題があると思う。米は1PPMの許容量(危険度と見られる $\frac{1}{100}$)が認められており、連続摂取をしているが、貝類は米と違い常食するものではない。

厚生省でも貝等の内臓物には多少は含まれており貝類には規制する必要はないとしている。飲料水にも含まれており、これを問題とすることはナンセンスである。

厚生省としても有害という見解はなく日缶協で厚生省に公式見解を発表してくれと要求しているが、役所としてこうした発表はやらないと思う。やはり業界として新聞報道によつて実害を蒙っており、チェンストア協会、百貨店協会等に実情を知らせる必要がある。業界(メーカー)が80缶を検査したところによると最低0.16PPM、最高2.2PPMで実態はたいしたことではない。犬に1日摂取量1gを4年間食べさせてなんでもなかつたという実験結果も出

ており、問題とするようなことではない。

九州の地元地区では大きく新聞報道されたのでそれだけ影響も大きく日缶協で然るべきところに公式見解を出すべきだと思ふ。あさり缶詰は0.07PPM、最高でも0.18PPMであり、いか等軟体動物にはみな含まれているが問題にする量ではない。」

有明海産赤貝かん詰のカドミウム含有問題について

有明産赤貝かん詰のカドミウム問題について日刊紙等のセンセーショナルな報道により販売面で少なからぬ影響を蒙ることになったが、日缶協、全缶協は連名にて9月21日、日本チェーンストア協会、日本百貨店協会に対し業界の統一見解と実状を伝える文書を持参し販売の協力方を要請した。

有明海産赤貝かん詰のカドミウム含有問題につきお願いのこと

拝啓 いよいよご清栄のことおよろこび申し上げます。

平素は当業界に対し格別のご高配を賜わりありがたくお礼申し上げます。さて、福岡県大牟田川河口周辺の有明海の水質汚濁による魚介類のカドミウムによる汚染が問題としてとりあげられ、市販赤貝かん詰のカドミウムの分析結果が新聞紙上に公表されたことによりまして、種々ご心配をいただいた向きがあつたかと存じます。

当業界といたしましては、従来から赤貝かん詰の原料については、おおむね契約養しよくを行ない、原料の汚染防止に万全を期してまいりましたが、

製品の cadmium 含有量にはある程度バラツキがあることが判明いたしております。

そこで、私どもは、有明海産赤貝かん詰の cadmium 含有の問題について、厚生省ならびに福岡県衛生部の見解、厚生省食品衛生調査会微量金属研究会および専門研究者の知見ならびに本会研究所における工場製品の分析結果にもとづいて総合的に検討いたしました結果、つぎのとおり、業界の統一見解をとりまとめた次第であります。

つきましては、事情ご高含の上、有明産赤貝かん詰のご販売について、ご懸念なくご協力賜わるようお願い申し上げます。

敬 具

記

◎ 有明海産赤貝かん詰に関する業界の統一見解

赤貝かん詰は、米や飲料水のように毎日つづけて長期間にわたり摂取するものでないので、それらに含まれる cadmium が人体に影響を与えるということは考えられない。

果実飲料の公正競争規約(案)に関する折衝経過について

7月22日開催の果実飲料の公正競争規約案をめぐる公聴会において消費者団体からの意見をもとに、公取委事務局で検討していたが、8月29日申請4団体(果汁協会、日缶協、全清飲、果汁連)に対し公取委の修正意見が内示された。その後この申請4団体を中心に善後策を協議、公取委に対し数次にわたり折衝を行なっているが公取委としては修正意見について譲歩する意向を示さず、その成行きが注目されている。

以下公取委の修正意見ならびに業界側の折衝経過は次の通りである。

☆ ☆ ☆

〔公取委の修正意見〕

1. 果汁含有率にもとづく品名区分は、原案の4区分のうち、果汁飲料を削除し、つぎの3区分とする。

天然果汁	100%以上
果汁入り飲料	10%以上100%未満
清涼飲料	10%未満

2. “ジュース・ドリンク”の商品名使用は認めない。

わが国で“ジュース”という名称は、一般消費者の間に概念として未だ定着していない。したがって、“ジュース・ドリンク”は、誤認を招くおそれがあるので、その使用を認めない。

しかし果汁製品が自由化され、国際食品規格によりジュース・ドリンクの規格が正式に制定される時点においては、国際慣行にしたがい認めざるを得ないと思う。

3. 清涼飲料については、果汁を少量含む旨を併記する。
4. 果汁を全く含まない飲料は、“果汁を含まず”、“果汁0%”等の表示を行う。
5. 印刷缶について、特にジュース名称の改版は告示後6カ月以内に完了することとし、6カ月以上の経過措置は認められない。

〔4団体の公取委に対する折衝経過〕

1. 品名区分

すでに果実飲料のJ A Bも告示されているので、果汁飲料を削除する

ことは反対でもあり、またその必要をみとめない。

しかし、公取委がどうしても削りたいというのであれば、第2条定義の項で、品名をすべて削除することも止むを得ない。

(公取委は、農林省と話し合いをしたいといっている。)

2. "ジュース・ドリンク" の名称

米国ですでに規格が制定されているので、当然認めらるべきものと考え、消費者のサイドから見ても、50%で一つの段階を設けて、ジュース・ドリンクの名称と果汁%をあわせ表示の方が商品選択に好都合であると思う。

例えばドリンクまたエードのように50%未満のものと同じ名称を使うことは、商品としてのメリットがなくなる。)

(公取委は、修正意見どおり主張している。)

3. 清涼飲料の果汁含有量

果汁10%未満と表示したい。

(公取委は、一応検討したいといっている。)

4. 単に"フレーバー飲料"と表示したい。

(公取委は、あくまで果汁を含まない旨の表示を義務づけたいとしている。)

5. 印刷缶製缶に関する経過措置

業界としては当然できるだけ早く改版することに努力するが、未だに方針が決まらない現状から見て、改版能力の点で間に合わないことも十分予想できる。食品かん詰の公正競争規約と同様にみとめてほしい。

(公取委は、原則として告示後6カ月以内に改版してほしい。どうしても不可能な場合は、6カ月経過後できるだけ早い時期に改めるよう努力されたいといっている。)

取引協議会常任理事打合会

日 時 昭和45年9月14日 15.00～17.00時
場 所 日本缶詰協会 応接室
内 容 1. 表示運用基準について
2. 開缶後の取扱注意事項の表示について
3. 公取委主催試買会実施について
4. 全広連主催・公取委との懇談会について
出 席 隅野、山崎、北田、平野、渡辺の各氏

☆ ☆ ☆

全国食品缶詰公正取引協議会では常任理事打合会をひらき、表示運用基準のうち申合せ済みとなつている運用基準事項の措置についてその内容が日頃の表示に必要な事項が多いためこれを正式に公表することの可否を検討した。その結果会員に通知し意見を求めることになつた。

〔 検討内容 〕

- ① 食品添加物を化学品名で示すことの可否については、この際添加物のうち、一般的に知られていない糊料について化学品名(メチルセルローズ、澱粉、リン酸、エステル、ナトリウム等)で示すか、又は包括的名称を判り易い表示用語で示すことについて厚生省、農林省とも協議することとなつた。
- ② 赤色3号使用等の表示を別途示すことについては包括的名称が示してあれば表示してもさしつかえないものとした。
- ③ 基準糖度以下のものに糖度を表示することについては関係組合が取り決めた一定の糖度のものに限る。

- ④ グリンピース無着色製品の品名表示については全缶協の 蔬菜および規格部会で検討することになった。
- ⑤ かつお油漬にマリンチキン等と表示することの可否についてはまぐろ組合に相談のうえ決定する。
- ⑥ 西洋なしの品名表示については「西洋なし」「洋なし」のいずれを示してもよい。
- ⑦ 果実缶詰の開缶後の取扱注意事項の表示については缶詰協会の規格表示委員会に諮りまた関係組合の意見も求めたうえで決定する。

食品かん詰の試買検査会

日 時 昭和45年9月29日 13.00～17.00時
場 所 公正取引委員会 審判廷

☆ ☆ ☆

公正取引委員会では、食品かん詰および観光土産品について不当景品類及び不当表示防止法の運用の参考とするため9月29日公取委東京事務局をはじめ、仙台、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の7カ所で開催した、なお札幌は10月12日に試買会を開く予定である。

東京試買会の概要

東京における試買検査会は、午後1時から5時まで公取委審判廷で行なわれたが、検査点数は果実缶詰31点、蔬菜缶詰12点、水産缶詰40点、食肉缶詰

31点、その他缶詰13点、計127点およびみやげ品25点であった。

この検査会における消費者団体代表者の意見としては表示の面で固形量表示のなかつたもの1点、内容量不足のもの1点があり問題とされた外は總じて表示も適切であるとの声が多かつた。

〔消費者代表意見〕

- ① 角缶のトップ印刷に製造年月日が刻印してあるが読みにくい。
- ② なめこの図柄と内容が一致していない。ラベルの共有は好ましくない。
- ③ 鯛でんぶの原材料を明記することと鯛の使用量を％で表示されたい。
- ④ いずれにしても何とか欠点を探してケチをつけるのに苦勞する位に缶詰は本当によくつた。

公取委仙台事務所食品かん詰検査会

1. 日 時 9月29日 13.00～16.30
2. 場 所 仙台共済会館 2階会議室
3. 出席者 公取委 事務所長 松延 昇 課長 植野逸二
東北農政局 県食品衛生係 計量検定所
消費者団体 モニター 約10名
業界関係者 約10名
4. 検査点数 84点(規約施行後の製品のみ購入)
5. 主な意見・質問
 - 1) 角かん(精焼 さばファイル、油づけなど)のトップ印刷面の刻印は判読が困難である。

- 2) ずわいがにの「金線」、色帯による金線の表示について、品質、形態による基準があるか？ 金線に値しない粗悪品が多い。
- 3) 料理方法の文字が小さすぎる。
- 4) 添加物の文字が小さすぎるものが散見される。
- 5) 蒲焼など魚類製品に合成糊料の表示があつたが、本日の製品には全く表示されていない。
- 6) みつ豆について ①りんごが多すぎる ②サクランボの着色をやめた方がよい。
- 7) 刻印が一般的に不明りょうである。
- 8) マリンチキンの商品名に対し、かつを油づけは不適當でないか？
- 9) 魚類味つけに砂糖使用、全糖などの印刷があるが、当然のことであるからそのような表示は意味がないと思う。
- 10) 魚類味つけに、原材料について何等の表示もない。どんな添加物が使われているか、不安である。
- 11) モモで大8、中1の詰合せで不揃いのものがある。どういう理由か
食品衛生監視員；添加物の表示は8号又は7号の活字で示すことになつて
いる本日の製品で特に違反するものはない。

計量検定所員；計量チェックの結果ほとんど問題はない。

- ◎規約に違反する表示 ①品名が主要部分にないもの 2
②まつこの表示のないもの 1
③戻し豆の字が小さい 1

(第2回) 公正取引委員会との 懇談会

日 時 昭和45年9月18日(金) 13.00～16.00時

場 所 銀座電通ビル 8階ホール
主 催 (社)日本広告連盟、(社)東京広告協会
内 容 公正競争規約(表示、景品)について懇談

※ 懇談会の概要

日広連の主催による第2回公正取引委員会との懇談会は9月18日開催されたが、まず公正取引委員会委員長谷村裕氏の挨拶があり、次いで同委員柿沼幸一郎氏から「B B Bの視察所感について」、景品表示課長中村雄一氏からは「公正競争規約運営の概況について」の説明があり、各公正取引協議会代表者による質疑応答が行なわれた。

食品缶詰公正取引協議会側からは隅野常任理事が、説明を行なった。

パイン缶開缶研究会

品質向上を目的として毎年実施しているパイン缶開缶研究会は、ことしも次の要領で実施することになった。

パイン缶開缶研究会実施要領

1. 目 的

パインアツプル缶詰の需要は年々増大を見せておるが、その品質の向上と規格の維持は消費者はもとより輸入並に販売に携はる者にとつても重要な関心

事である。

現在輸入されておる諸地域産品を一堂に集め、開缶審査して、その結果を関係業者並に消費者に披瀝し、必要に応じては原産地関係者にも通報する。

2. 主 催

日本バインアップル 輸入 協 会

沖縄バインアップル缶詰輸入協会

後 援

財団法人 日本缶詰検査協会

協 賛

全国バインアップル缶詰内販会

3. 期 日

昭和45年10月27日（火）

午前 9時～正午 審 査

午後 1時～4時 一般公開

4. 場 所

東京都千代田区大手町1丁目7-2

サンケイ会館 502号室

TEL 231-7171

5. 実施要領

(1) 出 品 物

現在輸入されておる製品を出品する。

(2) 蒐集方法

出品物は原則として市販品とし、規格、缶型、製造工場、製造月日の同一のものを夫々2缶宛集める。

(3) 出品点数

60点前後を予定する。

(4) 審査員

農林省農林経済局並に財団法人日本缶詰検査協会に委嘱する。

(5) 審査方法

審査員協議により決定した方法による。

(6) 審査講評

審査終了後同会場で審査員より講評願う。

共同キャンペーン実施内容について

45年度の缶詰協同宣伝は既報の通り缶詰料理等地味な宣伝の積み重ねによってイメージのアップを図ることになったが、この実施方法はすべて団体を通じて伝達方式により行なわれることとなっている。

実施のための折衝中の団体は下記の通りである。

☆ ☆ ☆

(1) 日本栄養士会

栄養士の免状を持つ人の団体で、本部は東京に、支部は各府県庁内に在り県の衛生部長（或は課長）が支部長、保険所、学校、会社、病院の給食の栄養士がメンバー。

厚生省は昨年家庭にある栄養士（在宅栄養士）を利用するため、栄養相談員制度を設けた。この栄養相談員を対象とし缶詰料理講習会を行なう。

(2) 全国農協中央会

各府県、市町村支部の生活指導員（一府県に約50人）を対象とする。

(3) 主婦同盟

創価学会員で組織している団体、このリーダーを対象とする。

(7) ベターホーム協会

キッコーマン、雪印乳業、住友銀行、日立4社が年間1000万円位をだして生活向上の為の講習を行なっており、すでに10年の実績がある、東京、神奈川が特に活動が活発、このリーダーを対象とする。

(1) (2) (3) (6) (7) の伝達講習会

中央で缶詰料理の講習を受けたリーダーがそれぞれ地方でその会員の主婦を対象として行なう缶詰料理講習会

(4) 主婦連合会各自実習

主として、四ツ谷の主婦会館で行なう。上記(1)、(2)、(3)、(6)、(7)と違うところは先生の説明を見聞するだけでなく各自がその場で実際に料理をつくり試食する。

(5) 消費科学連合会、関西消費者団体のゼミナール

料理講習会ではなく、いわゆる市販缶詰の開缶研究会でそのあとで業界側出席者と懇談して缶詰知識の普及、缶詰に対する理解を目的とする。

(8) 指導者グループ懇談会

関東企業体生活指導員会(日立、東芝、日本鋼管、石川島等著名会社の助産婦の会)

助産婦は、会社従業員の家庭に入り家族計画の指導の他、生活指導もしており、メンバーは50人位

この助産婦を対象とし、缶詰料理講習、缶詰知識の普及をはかる。

(9) 各大学の教授、学生

農大、関東学院大学、女子栄養大学(他に大阪で1校)の食物関係教授に依頼して学生を対象としての缶詰料理講習。

伝達講習会は上記大学の学生が夏季、冬期休暇を利用して、主として農村に入り、一般主婦を対象として缶詰料理講習会を行なう。

(10) 朝日女性教室

昨年に引き続き関東地区を主体に（東京朝日新聞の販売地域の静岡、長野、新潟を含む）缶詰料理講習会を行なう。

(11) フルーツショー

朝日新聞主催の向ヶ丘遊園におけるフルーツショーに協賛するもので、すでに43年、44年にも実施。

本年は、5Mによる巻縮実演、いつでもどこでもハイ缶詰のカセット映写機による映写、缶詰の経済性、栄養などを説明。（試食、試飲は行なわない）

(12) 司廚士協会

司廚士相手の業務用缶詰料理の展示、試食、懇談会で43年、44年にも実施。

(13) 料理テキスト

缶詰料理のテキストで上記料理講習会で使用

(14) 展示会ポスター制作

全国高校4000校（除男子高校）の調理室に貼るポスターで缶詰の栄養価など、缶詰知識普及に役立つ内容のポスターの制作（教材の一部として、味の素がコップ一杯、サジー一杯の分量のポスター、学研社が野菜の切り方、魚の煮方、揚げものの油の温度等のポスターを配布している）

(15) リーフレット制作

パン工業会が「パンクック」を年1回30万部制作配布している。これと提携して、缶詰料理（含サンドイッチ）の記事を載せ、全国女子短大、女子大学の食物科学生に配布）

(16) 材料費

料理講習会場の飾りつけ、朝日女性教室参加者へのみやげ

（缶詰1コ）

朝日女性教室（10月予定）

45年度缶詰共同宣伝の一環として行なわれている朝日女性教室は9月から実施されているが、10月の実施については次の通り決定した。

月日	会 場	1：00～2：00	2.00～ 3.00
10/13 (火)	小山市 小松製作所 社宅集会所	ガンにならないために 平山 雄 (国立ガンセンター 疫学部長)	おいしいスタミナ料理 筒井 載子 (料理研究家)
10/14 (水)	町田市 金森南中学校	主婦の健康プラン 水野 肇 (医事評論家)	おいしいスタミナ料理 榊 叔子 (料理研究家)
10/16 (金)	下館市稲荷町 下館商工会館 ホール	主婦の知恵 犬養 智子 (家事評論家)	おいしいスタミナ料理 藤 健治 (服部学園教師)
10/20 (火)	大宮市 東中学校	今のこどもの環境 五代利矢子 (生活評論家)	おいしいスタミナ料理 黒子千重子 (淑徳短大助教授)
月日	会 場	1：30～	
10/3 (土)	東京 築地 松竹会館7階 松竹料理学校	料理の知恵 榎 一雄 (作家)	秋の家庭料理 染谷 節子 (料理研究家)

◎ (中央集会) 11月9日朝日講堂「お話と映画」

会 員 消 息

〔 会 社 合 併 契 約 〕

- ※ ㈱松下商店（取締役社長 今井重太郎氏）、㈱鈴木洋酒店（取締役社長 鈴木 崇氏）では昭和46年8月31日付で対等合併することになり、9月4日両社合併契約書に調印した。合併後は払込資本金3億円となり、新社名は「松下鈴木株式会社」とする予定で、本社を大阪に置き東京を支社として東西の販路の一体化をはかり積極的販売体制がとられる。

〔 役 員 異 動 〕

- ※ ㈱古屋商店（本社 横浜市西区桜木町4丁目15番地）では8月28日開催の定時株主總會及び取締役会において下記の通り役員が選任され就任した。

代表取締役 取締役会長	豊 田 貞 次 氏
代表取締役 取締役社長	桜 井 虎 雄 氏
代表取締役 専務取締役	久 保 田 正 敬 氏
常務取締役	小 穴 重 忠 氏
”	苗 村 政 国 氏
取 締 役	西 城 戸 清 氏
”	川 口 実 氏
”	石 井 和 男 氏
監 査 役	須 藤 寿 男 氏
”	植 原 賢 二 氏

〔人事異動〕

※ 三菱商事㈱食品第1部長広瀬義昭氏は、8月26日付で異動となり、その後任に堀籠芳夫氏が就任した。

〔仮営業所開設〕

※ 丸魚食品㈱では社屋新築工事に伴い9月14日より、下記の仮営業所で業務を行なうことになった。

仮営業所 京都市下京区朱雀分木町42

TEL 312-6291(代)

總務部 京都市下京区西七条八反田町21

TEL 311-9392・9393

事 務 局 報 知

※ 電 話 増 設

全缶協事務局では9月17日下記電話を増設した。

東京 273局 9278番

